

## イギリスの犯罪被害者対策

「支援のための連携に関する検討会」合同ヒアリング

2006年6月30日（於：内閣府）

同志社大学 奥村 正雄

## I はじめに

## 1. イギリスにおける犯罪被害者対策

- ・ 社会福祉政策
- ・ 刑事政策の観点：①1964年に始まる犯罪被害者補償制度による経済的支援、②1974年に始まる民間ボランティア支援組織による犯罪被害者支援、③1980年代に始まる、二次被害防止など刑事手続における被害者の保護、④1990年の「被害者憲章」の発表に始まる、経済的支援、民間ボランティア組織（Victim Support）による支援、刑事手続上の被害者保護施策の展開、ストーカー対策法や性犯罪者法などの被害類型に応じた刑事立法の整備

## 2. 2004年DV、犯罪及び被害者法(Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004)

- ・ 2004年11月15日成立。
- ・ 『被害者憲章』(1996) → 『犯罪被害者のための実務規範』
- ・ 家庭内の性的いたずらの犯罪化や家庭内暴力による児童等の死亡の新犯罪化等のDV被害対策規定
- ・ 刑罰賦課金(surcharge)制度の創設
- ・ 地方保護観察委員会による性犯罪受刑者の釈放や精神障害犯罪者の免責等に関する被害者への情報提供・被害者の意見の申立
- ・ 被害者諮問委員会(Victims' Advisory Panel)の法制度化
- ・ 被害者援助団体への財政的援助
- ・ CICAによる犯罪被害補償金の犯人からの求償規定

## II 犯罪被害者補償制度 (Criminal Injuries Compensation Scheme)

## 1. 旧制度

- ・ 1964年8月1日より法律ではなく scheme として施行、「恩恵」としての性格  
算定の基準は損害賠償型。財源は国の一般会計
- 利点：相当高額の補償裁定（1億円を越す場合も毎年十数件）
- 欠点：民事訴訟と同様に被疑者・被告人の過失認定～裁定・給付の遅延化  
莫大な補償費用による国家財政の負担増

1994年より、損害賠償型を原則廃止し、「障害等級表」(Tariff Scheme)に基づき、25段階の障害の程度に基づく原則一律支給の形態

## 2. 現行制度

・ 何度かの改正により、現行制度は 1995 年犯罪被害補償法に基づき 1996 年 4 月 1 日より施行。障害等級の改正後、2001 年制度を現行制度として施行。損害賠償型の性格も残す。

### (1) 特徴

- ① 障害等級表に基づく 25 段階の障害の程度に応じた £1,000～£250,000 の支給
  - ② 就業者に対する 28 週間を超える逸失利益の補償（国民の平均賃金の 1.5 倍の限度内）  
28 週以内については、法定疾病給与制度により 1 週約 £56 の給付。
  - ③ 特別の医療費給付（高度医療等 NHS の対象外の特別医療経費、住居改造費用、介護サービス費用等）
  - ④ 遺族給付（葬儀費用、被扶養関係にあった配偶者、親権者・子供に対する遺族給付）  
遺族給付：申請者 1 人につき £5,500（1 人のみ場合は £11,000）  
18 歳未満の遺族児童に対する扶養手当（18 歳に達するまで年間 £2,000）  
ただし、18 歳未満の被害児童の場合、親権者に支給される補償金が児童の利益に使用されないおそれがある場合 18 歳に達するまで補償金を信託財産とすることが可能
- ①～④の合計：£500,000 以内

### (2) 制度の趣旨と財源

- ・ 制度の趣旨：政府が国民を代表して同情と社会の連帯共助の精神から給付
- ・ 財源：国の一般会計

### (3) 受給資格

- ① グレート・ブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズ）で暴力犯罪による被害を受けたこと（北アイルランドは別制度）  
海外での被害は適用外（\*2005 年 7 月 1 日以降の EU 諸国での被害には申請手続支援）
- ② 暴力犯罪の被害者と刑事補償の対象者  
暴力犯罪の定義はなく、CICA の裁量により個別事案ごとに判断（殺人、傷害等の他、強姦、放火、DV、汽車転覆等の罪等を含む）  
財産犯、交通事故被害など過失犯は含まれない。
- ③ 被害の結果、肉体的および・または心理的障害を受けたこと
- ④ 障害等級表の最低基準 1 の £1,000 を受ける程度の障害を受けた者
- ⑤ 事件後速やかに警察に被害を通報し協力すること、事件後 2 年以内の申請（児童虐待の場合は、18 歳に達した時点でも可）

### (4) 支給の現状

- ・ 2002 年度において 79,248 件の申請を解決（99%。前年比 6%増）
- ・ 障害等級表に基づく支給のみで総額 £1 億 3,201 万 7,000（£25 万が 3 件）【別表 1 参照】
- ・ 逸失利益等の補償を含め、現行制度では £2 億 747 万 4,000（約 436 億 1,500 万円）

#### [支給の具体例]

申請者：暴行事件による両足大腿骨骨折で、12 ヶ月休職。

週給 (所得税・国民健康保険を控除) ~ £ 400

休職中、週に £ 100 の社会保障給付を受給

加害者が損害賠償命令により £ 500 支払命令 (補償裁定時に £ 200 受領)

①障害等級: レベル 10 ~ £ 5,500

②逸失利益: 29 週 ~ 52 週 (24 週) × £ 400 (週) = £ 9,600 (プラス)

③社会保障給付: 24 週 × £ 100 = £ 2,400 (マイナス)

④損害賠償命令: £ 200 (マイナス) (残額 £ 300 は CICA へ)

裁定額: £ 12,500

#### (5) 支給方法

- ・一括方式が原則 (被害者の希望により年金方式も可能)
- ・仮給付 (基本的に行われない ~ 裁定に関する厳格な調査・認定の必要があるため)  
ただし、補償算定係官が妥当と判断した場合は仮給付可能 (特に被害者が重傷を負い、  
または逸失利益の補償を請求している場合で最終判断に相当長期間を要する場合、2005  
年 7 月 7 日のロンドン爆弾テロの被害に適用可能)

#### (6) 他の公的給付との関係

- ・公的給付の二重支給は認められない (ただし、障害等級表に基づく補償につき社会保障  
給付との調整はない)
- ・他の社会保障給付や年金等との調整・減額

#### (7) 不支給事由

- ・ £ 1,000 以下の被害
- ・事件の速やかな通報や警察の捜査協力を怠った場合
- ・障害が暴力犯罪の被害から生じたものではない
- ・被害者側に過失や前科がある場合は不支給または減額
- ・同居親族間の犯罪 (ただし、既に加害者が訴追されたか、親族関係が破綻し同居を止め、  
再び同居の可能性がない場合は補償対象)

[2002 年度では、申請不適格は約 39,000 件あり、①障害の程度が等級 1 に満たない (10,670)、

②警察の捜査協力を怠る (6,972)、③障害が暴力犯罪から生じたものではない (5,321)、

④事件の前後を通じて被害者側に過失や前科がある等行状が悪い (4,307)、その他の順]

#### (8) 裁定と不服申立

- ・裁定機関: 犯罪被害補償審査会 (Criminal Injuries Compensation Authority)  
内務省から独立の官庁: 約 450 名の職員は内務省およびスコットランド行政府から出  
向。ロンドンとグラスゴーに本部。
- ・裁定期間: CICA の目標 ~ ケースの 90% は申請受理後 1 年以内  
平均 8 ヶ月以内の申請処理
- ・不服申立:
  - ① 再審査: CICA の裁定に不服がある場合 ~ 90 日以内に再審査請求

再審査率：21.8% (2002年度)

② 上訴：CICAの再審査結果に不服がある場合～90日以内に上訴可能

上訴機関：犯罪被害補償上訴委員会(Criminal Injuries Compensation Appeal Panel)

上訴率：5.2% (2002年度)

上訴の90%～不支給裁定

上訴：受理3,211件、処理3,655件(2004年度)

裁定者(弁護士、医師、一般人から内務大臣が任命)が3人の合議によりヒアリング

### (9) 犯人からの求償

- ・有罪被告人からの被害者補償支給金の求償(2004年DV、犯罪及び被害者法57条)  
被害者補償の対象となる犯罪で有罪判決を受けた被告人は、被害者補償金額の全額または一部の求償通知により、CICAの求償に応じる義務がある。

## III 被害者基金(Victims Fund)

- ・被害者基金制度：2004年4月より実施～犯罪収益から剥奪した£400万(約8億4,200万円)を原資として、犯罪被害者に対する支援のための基金

- ・性犯罪被害者の支援に活用

性犯罪被害者の各支援組織(SARCs, Voluntary Community Sector)に平均£30,000助成

- ・長期的には有罪判決に基づく刑罰賦課金(surcharge)を原資

2004年DV、犯罪及び被害者法14条により新設～裁判所が犯罪行為への課税を行う

根拠：反社会的行為を行った者に社会への償い(reparation)の一部として被害者支援に貢献させるため

性格：犯罪行為を行ったことに対する課税

3つのカテゴリー：①有罪判決を受けた被告人、②秩序違反行為に対する反則金、③常習交通違反者に対する反則金、のそれぞれに賦課金(£5～30)

政府の意図：犯罪被害者の補償のための基金として犯罪者に少額の賦課金を支払わせる

- ・内務省の意図は、将来的には、被害者基金の原資を刑罰賦課金に求める予定。さらに、性犯罪被害だけではなく、交通事故被害者や、被害者遺族に対する支援対策に活用予定。

## IV 損害賠償命令(Compensation Orders)

### 1. 制度の目的と性格

- ・刑事裁判において有罪被告人に一定の賠償額の支払を命令し、被害者への迅速な被害回復の実現と、被害感情の緩和
- ・刑事制裁として科され、刑の軽減とリンクなし

### 2. 制度の概要

- ・生命・身体犯・財産犯による損害のケースについて言渡しの検討
- ・被告人の資力調査（資力の範囲内）
- ・罰金刑より優先
- ・治安判事裁判所における言渡しの上限は£5,000（刑事裁判所は上限なし）

### 3. 運用状況

- ・2004年度では、全体で123,300人に言い渡された（前年比2%増）【別表2参照】  
治安判事裁判所では117,757人（15%の言渡し）に平均£142  
刑事裁判所では5,558人（7%の言渡し）に平均£609（暴力事犯では£609、詐欺事犯では£8,488）
- ・犯人の資力不足等により、被害回復には不十分な現状

## V 犯罪被害者支援に係る機関・団体

### 1. 「犯罪被害者に対する実務規範」(Code of Practice for Victims of Crime)～

2006年4月3日から（2004年DV、犯罪及び被害者法32条）

刑事司法機関による支援を初めて法律により義務付け

### 2. 刑事司法機関による支援

#### (1) 各刑事司法機関【別表3参照】

- ・警察による支援（被疑者逮捕、訴追、保釈の有無の情報提供、Victim Supportによる支援付託等）
- ・証人保護部(警察と検察の連合)による支援（証言・開廷の期日、裁判結果等の情報提供）
- ・検察による支援（訴追の有無、起訴内容の変更等の情報提供、死亡事件・児童虐待・性犯罪等のケースの不起訴・起訴内容の変更に関する被害者に対する説明等）
- ・裁判所職員による支援（証人保護部や警察に対する開廷日と判決に関する情報提供、被告人側とは別室の待合室の確保等）
- ・少年犯罪チームによる支援（少年事件に関する修復的司法におけるチームの役割の説明と被害者に対する関与の意向の照会、関与を希望した場合の事件処理の進捗状況に関する情報提供等）
- ・国家犯罪者管理機関（保護観察）による支援（精神障害犯罪者を含む、性犯罪または暴力犯罪で1年以上の拘禁刑の言渡しが出たケースにつき被害者に連絡。犯人の受刑施設や釈放申請に関する一般的情報の提供、受刑者の釈放条件等に関する意見表明の機会の提供等）
- ・国家犯罪者管理機関（刑務所）による支援（受刑者からの望まない接触を受けた場合や、受刑者の釈放に不安がある場合の電話相談）
- ・パロール委員会による支援（受刑者の釈放決定に伴い被害者に生じうる危険情報を考慮しパロール決定に反映させること、釈放条件に対する被害者の要求を考慮すること等）
- ・犯罪被害補償審査会による支援（補償裁定、補償の減額等の理由説明、補償の再審査等）

- ・ 犯罪被害補償上訴委員会による支援（上訴手続の最新情報の提供、審査結果の説明等）
- ・ 犯罪事件再審査委員会による支援（有罪判決・量刑を再審査し、再審請求に向けて行う控訴裁判所・刑事裁判所への付託決定に関する情報提供）

### (2) 不服申立

- ・ 基本的に、各機関に対して書面による不服申立  
その回答に意義のある場合～議会の苦情処理係に付託
- ・ 実務規範の不履行につき刑事上・民事上の責任は負わない。

### (3) 性暴力付託センター（SARCS）

- ・ 1986年から。内務省、厚生省の連携により、全国に14箇所設置（主に病院内）。
- ・ 活動資金：被害者基金
- ・ 強姦その他重大な性暴力事件の被害者が医療、カウンセリングを受けることができ、検証のための身体検査・証拠採取を含む警察の捜査を援助する
- ・ スタッフ：特別の訓練を受けた医師・看護師、危機ワーカー

## VI 民間犯罪被害者援助団体の活動

### 1. 援助団体の種類

#### (1) 犯罪類型別

##### (a) 総合

- ・ Victim Support：種々の犯罪被害者への精神的・实际的支援と法廷での証人サービス

##### (b) 児童に対する犯罪

- ・ 反暴行運動(Anti-Bullying Campaign)：校内暴力の被害児童の親を支援する慈善団体
- ・ チャイルド・ライン(Child Line)：いじめや児童虐待等の危難に遭遇した児童・青少年に対する電話カウンセリングを行う慈善団体
- ・ キッズ・ケープ(Kidscape)：児童の安全を増進し、児童虐待やいじめを防止する慈善団体
- ・ NSPCC：児童虐待とネグレクトを防止する慈善団体

##### (c) DV

- ・ DV避難所(Refuge)：DV被害を受けた女性と児童のための一時的・緊急の避難施設を提供する慈善団体
- ・ 女性支援連合(Women's Aid Federation)：女性や児童に対する家庭内暴力の被害者を支援する慈善団体。イングランドに500箇所の支部

##### (d) 殺人

- ・ 児童の死亡支援電話(Child Death Helpline)：児童が死亡した遺族（友人、教師も含む）の支援を行う慈善団体
- ・ コンパシオネイト・フレンズ(Compassionate Friends)：殺人の被害者遺族を支援する団体

- ・クルーズ遺族ケア(Cruise Bereavement Care)：殺人の被害者遺族のカウンセリングと支援を行う慈善団体（自治体、厚生省その他から約£152万の財政的援助）
- ・SAMM (Support after Murder and Manslaughter)：殺人の被害者遺族に対する精神的サポートを行う団体で、Victim Supportの傘下にある。

#### (e) 交通事故

- ・ブレーキ (Brake)：交通安全と交通事故被害者の支援を行う慈善団体
- ・反飲酒運転キャンペーン(Campaign Against Drinking and Driving)：飲酒運転による交通事故で死亡した被害者遺族と傷害を負った被害者に支援を行う慈善団体
- ・ロード・ピース(Road Peace)：交通事故被害者に対して法手続に関する情報と実際の援助の提供および長期の支援を行う慈善団体

#### (f) 性暴力

- ・ライフライン(Lifeline)：家庭内の性的暴力と近親相姦の被害者に対する支援と助言の電話相談を行う慈善団体
- ・児童虐待被害者のための全国協会(National Association for People Abused in Childhood)：児童虐待の継続的な影響を克服するための助言や情報を求める人々に対して電話と書面による支援を行う慈善団体
- ・サヴァイバーズUK(Survivors UK)：性暴力の被害を受けた男子被害者に対する情報提供、支援、カウンセリングを行う団体

#### (g) ストーカーキング

- ・ブリティッシュ・テレコム (British Telecom)：嫌がらせ電話への対応策を助言
- ・ストーカーキング・ネットワーク(Stalking Network)：ストーカーキングの被害者を支援する慈善団体

#### (2) 活動資金の財源と人材確保

- ・財源：政府・政府の委員会等、地方自治体、警察等から補助金の財政的援助を受けている団体 (Victim Support、クルーズ遺族ケア、SAMM) もあるが、主として個人や企業からの寄付金、資金調達のためのイベント主催、出版等
- ・ボランティア (新聞、インターネット等)

### 2. Victim Support の活動

#### (1) 団体の形態

- ・1974年に誕生。1979年に全国組織として慈善団体。個人のトラストと内務省の財政的援助の始まり。1980年より有給スタッフの採用。警察等と連携した支援活動を行う準公的性格をもった組織
- ・ロンドンに本部。全国（イングランド、ウェールズ、北アイルランド）に331の支部と刑事裁判所と治安判事裁判所に証人サービスを設置。
- ・スタッフ：約15,000人（約10,000人のボランティア相談員、約3,500人のボランティア運営委員、約1,500人の事務局職員（約93%がボランティア））

- ・各V Sの構成：シニア・コーディネーター1名、V Sと証人サービスに各1名のコーディネーター、ボランティアの事務職員と相談員複数名
- ・運営委員会：各V Sのコーディネーター他、自治体から警察、保護観察所、社会福祉機関、ボランティア団体などの代表
- ・活動資金：補助金（内務省から£2,907万、その他から£12万、合計£2,919万（約61億8,000万円）、チャリティ目的の活動£65万、株取引の運用益£7万、利息£11万8,000、その他の収益£21万＝合計£3,024万（約64億円）（約96%が内務省の補助金）【別表4参照】（2004年度）
- ・各V Sの活動資金：約60%はV S本部から。その他は自治体の補助金、個人や企業からの寄付金
- ・相談員は、V S本部が作成した訓練マニュアルに従い、犯罪類型別の訓練を受ける

## (2) 活動内容

- ・ 1) 犯罪被害者と証人、その他の親族、友人等に対する援助
- ・ 2) 被害者問題の調査結果を社会に広めることにより社会に問題認識と理解を深める
- ・ ①危機介入としての被害者の精神的支援、情報提供、②DVや重大な性犯罪被害、幼児期に性的虐待を受けた成人サバイバー、殺人被害者遺族等に対する長期に渡る（数ヶ月から数年）専門的訓練を受けた相談員による支援、③裁判所、病院、警察、保険・社会保障機関等への付添サービス、④犯罪被害者補償制度の申請手続・不服申立の補助、⑤保険・社会保障、住宅問題等に関する情報提供、助言、⑥被害者の住居・個人資産に対する被害防止の助言、⑦他の機関との連絡等のサービス、⑧犯罪の影響や被害者のニーズに関する社会の理解を得るための調査と啓蒙活動
- ・ V S：年間約130万人の被害者に対する支援（ほとんどが警察からの付託制度(referral system)を利用した情報提供に基づく)
- ・ V Sの証人サービス：約40万人の証人に対する支援

## VII おわりに



【別表 1】

Table 1: Awards made by tariff level 2002/03

level	tariff sum	claims assessment – number of awards	review – number of awards	appeal – number of awards	total number of awards	gross value £'000
1	1,000	7,265	1,735	394	9,394	9,394
2	1,250	2,461	239	45	2,745	3,431
3	1,500	6,578	971	201	7,750	11,825
4	1,750	679	140	39	858	1,502
5	2,000	3,881	638	169	4,688	9,376
6	2,500	1,832	314	94	2,240	5,600
7	3,000	632	482	192	1,306	3,918
7	3,300	2,279	174	7	2,460	8,118
8	3,500	334	276	87	697	2,440
8	3,800	1,252	84	8	1,344	5,107
9	4,000	249	213	105	567	2,268
9	4,400	1,562	180	11	1,753	7,713
10	5,000	398	241	118	757	3,785
10	5,500	858	64	6	928	5,104
11	6,000	60	46	33	139	834
11	6,600	295	29	1	325	2,145
12	7,500	677	594	432	1,703	12,773
12	8,200	447	53	3	503	4,125
13	10,000	163	122	66	351	3,510
13	11,000	698	42	1	741	8,151
14	12,500	7	6	2	15	188
14	13,500	37	4	2	43	581
15	15,000	56	40	35	131	1,965
15	16,500	256	12	0	268	4,422
16	17,500	73	32	23	128	2,240
16	19,000	17	0	0	17	323
17	20,000	49	40	56	145	2,900
17	22,000	188	7	1	196	4,312
18	25,000	9	12	9	30	750
18	27,000	14	1	0	15	405
19	30,000	3	3	1	7	210
19	33,000	1	0	0	1	33
20	40,000	6	5	7	18	720
20	44,000	1	0	0	1	44
21	50,000	5	1	3	9	450
21	55,000	1	0	0	1	55
22	75,000	2	1	0	3	225
23	100,000	0	0	0	0	0
24	175,000	2	0	1	3	525
25	250,000	3	0	0	3	750
	<b>TOTAL</b>	<b>33,330</b>	<b>6,801</b>	<b>2,152</b>	<b>42,283</b>	<b>132,017</b>

Note 1: These figures are for tariff payments only. They exclude both payments for financial loss and awards made under the old scheme.

Note 2: Where there are two figures under a particular tariff level, this reflects the fact that the tariff was increased in 2001. The first, lower, figure is that under the 1996 scheme, the second, higher, figure is that under the 2001 scheme.

- 60% of the 42,283 people to whom we made tariff awards in 2002/03 received between £1,000 and £2,000 to recognise their pain and suffering.
- In 2002/03, there were three cases where applicants received £250,000, the maximum tariff award.
- The maximum award of £500,000, including lost earnings and care costs, was paid in four cases in 2002/03.

【別表 2】

Table 4.10 Offenders ordered to pay compensation by type of court and offence<sup>1</sup>, 1994-2004

England and Wales		Total number of offenders ordered to pay compensation.							2004	
Type of court and type of offence								Percentage of offenders ordered to pay compensation	Average compensation (£)	
	1994	1999	2000	2001	2002	2003	2004			
<b>Magistrates' courts</b>										
<b>Indictable offences</b>										
Violence against the person <sup>2</sup>	15,243	9,918	9,029	7,765	7,754	7,748	7,483	31	252	
Sexual offences	301	270	231	226	253	257	313	22	159	
Burglary	8,078	4,254	3,555	3,269	3,515	3,757	3,823	28	211	
Robbery	568	482	593	731	568	714	850	41	95	
Theft and handling stolen goods	18,319	17,763	17,199	16,260	16,667	16,436	15,912	16	196	
Fraud and forgery	5,477	5,091	4,660	4,184	4,110	4,196	3,836	27	359	
Criminal damage	4,611	4,561	4,369	4,560	4,731	4,857	4,969	51	200	
Drug offences	75	30	34	23	12	27	25	0	134	
Other (excluding motoring offences)	1,014	1,323	1,177	1,114	1,044	1,073	1,112	3	278	
Motoring offences	166	82	90	83	96	117	108	2	421	
<b>Total</b>	<b>53,852</b>	<b>43,774</b>	<b>40,937</b>	<b>38,215</b>	<b>38,750</b>	<b>39,182</b>	<b>38,430</b>	<b>18</b>	<b>226</b>	
<b>Summary offences (excluding motoring offences)</b>	<b>36,120</b>	<b>54,847</b>	<b>56,166</b>	<b>58,917</b>	<b>58,917</b>	<b>75,610</b>	<b>79,327</b>	<b>15</b>	<b>101</b>	
<b>All offences (excluding summary motoring offences)</b>	<b>89,972</b>	<b>98,621</b>	<b>97,103</b>	<b>97,132</b>	<b>97,667</b>	<b>114,792</b>	<b>117,757</b>	<b>15</b>	<b>142</b>	
<b>As sole or main penalty for all offences (excluding summary motoring offences)</b>	<b>7,141</b>	<b>6,684</b>	<b>7,150</b>	<b>6,894</b>	<b>6,983</b>	<b>7,287</b>	<b>6,636</b>		<b>188</b>	
<b>The Crown Court</b>										
<b>Indictable offences</b>										
Violence against the person <sup>2</sup>	2,696	2,259	2,228	2,200	2,445	2,604	2,460	16	609	
Sexual offences	52	46	30	39	44	48	47	1	643	
Burglary	745	505	454	351	377	392	359	3	522	
Robbery	112	152	155	158	157	153	156	3	3,956	
Theft and handling stolen goods	1,225	752	632	675	691	669	685	8	3,104	
Fraud and forgery	576	455	430	393	413	348	373	9	8,488	
Criminal damage	311	284	247	240	269	253	294	16	619	
Drug offences	35	8	7	19	6	3	4	0	315	
Other (excluding motoring offences)	574	692	734	674	747	748	664	6	450	
Motoring offences	57	31	44	46	53	53	74	3	895	
<b>Total</b>	<b>6,383</b>	<b>5,184</b>	<b>4,961</b>	<b>4,795</b>	<b>5,202</b>	<b>5,271</b>	<b>5,116</b>	<b>7</b>	<b>1,598</b>	
<b>Summary offences (excluding motoring offences)</b>	<b>234</b>	<b>338</b>	<b>348</b>	<b>397</b>	<b>398</b>	<b>402</b>	<b>442</b>	<b>17</b>	<b>298</b>	
<b>All offences (excluding summary motoring offences)</b>	<b>6,617</b>	<b>5,522</b>	<b>5,309</b>	<b>5,192</b>	<b>5,600</b>	<b>5,673</b>	<b>5,558</b>	<b>7</b>	<b>1,494</b>	
<b>As sole or main penalty for all offences (excluding summary motoring offences)</b>	<b>177</b>	<b>92</b>	<b>118</b>	<b>84</b>	<b>94</b>	<b>106</b>	<b>109</b>		<b>903</b>	

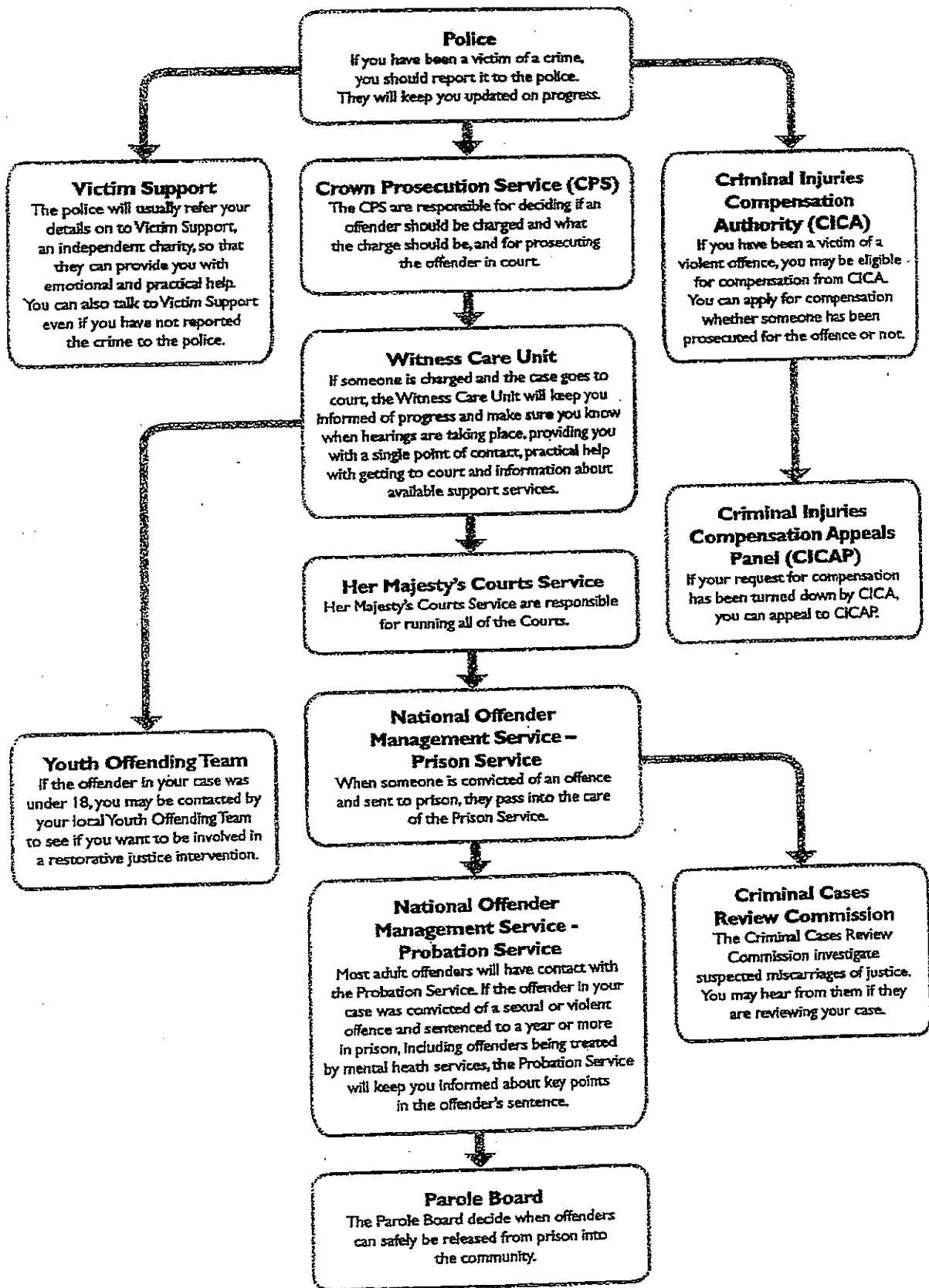
<sup>1</sup> Excluding summary motoring offences.

<sup>2</sup> A charging standard for assault was introduced on 31 August 1994, which led to the increased use of the summary offence of common assault (see paragraph 2.35, Appendix 2).

# THE CRIMINAL JUSTICE PROCESS

[別表 3]

This chart shows the organisations you may come into contact with now that you have reported a crime.



**Consolidated statement of financial activities (incorporating an income and expenditure account) for the year ended 31 March 2005**

	Notes	Particulars £'000	Unaudited £'000	Total £'000	Total £'000
<b>Resourcing resources</b>					
Donations from public companies/individuals	7	470	50	620	337
Activities to further the charity's objects					
Grants	1	26,174	3,020	29,194	31,199
Activities to support the charity					
Commercial trading operations			70	70	66
Interest receivable			93	110	59
Other income			25	25	140
<b>Total Resourcing resources</b>		<b>26,644</b>	<b>3,123</b>	<b>29,767</b>	<b>31,695</b>
<b>Costs of Resourcing funds</b>					
Fundraising and publicity - donations	4		60	60	77
Fundraising and publicity - grants	4		131	131	116
Commercial trading operations			62	62	37
<b>Total costs of generating funds</b>		<b>0</b>	<b>253</b>	<b>253</b>	<b>230</b>
<b>Net financing resources available for charitable operations</b>		<b>26,644</b>	<b>2,870</b>	<b>29,598</b>	<b>31,479</b>
<b>Charitable expenditure</b>					
Grants payable to charities	5	2,420		2,420	25,171
Other charitable activities	5	2,560	210	2,770	5,201
Support costs	5		465	465	979
Management and administration	5		171	171	238
<b>Total charitable expenditure</b>		<b>4,980</b>	<b>2,177</b>	<b>7,157</b>	<b>31,589</b>
<b>Total resources expended</b>		<b>24,800</b>	<b>2,177</b>	<b>26,977</b>	<b>28,479</b>
<b>Net financing resources for the year ending 31 March 2005</b>		<b>1,844</b>	<b>693</b>	<b>2,537</b>	<b>2,999</b>
<b>Transfer to Resourcing funds</b>	14	(91)	7	-	-
<b>Net movement in funds</b>		<b>1,753</b>	<b>700</b>	<b>2,453</b>	<b>2,999</b>
<b>Funds at 1 April 2004</b>		<b>612</b>	<b>594</b>	<b>1,206</b>	<b>807</b>
<b>Funds at 31 March 2005</b>		<b>1,815</b>	<b>1,294</b>	<b>3,109</b>	<b>3,806</b>

These financial statements do not incorporate the goodwill value recognised in value-added tax and other intangible intangible resources that contributed to the activities of the charity. The charity has no other intangible resources in the course of its operations. All of the above figures are derived from consolidated accounts. There were no recognisable gains or losses other than those stated above. Payments in kind are shown in note 15 to the financial statements.

**Victim Support  
Balance sheets as at 31 March 2005**

	Notes	£'000	£'000	£'000	£'000
<b>Fixed assets</b>					
Property, plant and equipment	7		34	34	14
Investments	10				10
<b>Total fixed assets</b>			<b>34</b>	<b>34</b>	<b>24</b>
<b>Current assets</b>					
Stocks	4	192	239	431	235
Debtors	11	2,276	2,190	4,466	2,190
Short-term deposits	6	65	74	139	36
Cash at bank and in hand		2,467	2,467	4,934	2,416
<b>Total current assets</b>		<b>2,700</b>	<b>2,970</b>	<b>5,664</b>	<b>4,677</b>
<b>Creditors in respect of the year ending 31 March 2005</b>		<b>1,356</b>	<b>1,314</b>	<b>2,670</b>	<b>1,683</b>
<b>Net current assets</b>		<b>1,344</b>	<b>1,656</b>	<b>2,994</b>	<b>3,034</b>
<b>Net assets</b>		<b>1,344</b>	<b>1,656</b>	<b>2,994</b>	<b>3,034</b>
<b>Funds</b>					
Restricted funds		615	611	1,226	611
Unrestricted funds - designated		195	95	290	524
Unrestricted funds - undesignated		534	950	1,484	899
<b>Total funds</b>		<b>1,344</b>	<b>1,656</b>	<b>2,994</b>	<b>3,034</b>

**3. Incoming resources - grants**

	Notes	Identified £'000	Unaudited £'000	Total £'000	Total £'000
<b>Other grants</b>					
Charities		24,141	2,109	26,250	27,263
Voluntary and community sector		1,274	211	1,485	2,050
Special Appeal Funds					1,300
Unrestricted funds		50		50	50
Support Allowance and Donorship (VAT)		140		140	140
Other Income		41		41	41
Commercial grants					90
Government grants		70		70	115
<b>Total</b>		<b>26,174</b>	<b>2,320</b>	<b>28,494</b>	<b>31,199</b>